

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第2項及び、飯塚市会計規則(平成18年規則第56号)第40条の3第3項の規定により指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、告示する。

令和8年4月1日

飯塚市長 武井政一

- 1 指定公金事務取扱者の所在地及び名称
  - (1) 住所 福岡市博多区博多駅前四丁目14番1号
  - (2) 氏名 太平ビルサービス株式会社  
代表取締役 狩野 伸彌
  - (3) 徴収事務委託区域 飯塚市飯塚14番7号 飯塚立体駐車場
- 2 指定をした日 令和8年3月24日
- 3 公金の徴収事務を委託した日 令和8年3月27日
- 4 指定公金事務取扱者が納入事務を行う歳入等  
飯塚市営駐車場条例第6条別表第3に係る使用料
- 5 指定公金事務取扱者が公金を徴収する期間  
令和8年4月1日～令和12年3月31日